

国見町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 16 日

国見町長 村 上 利 通

国見町規則第 6 号

国見町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

国見町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和 41 年 9 月 30 日規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第11条第 8 項の表 6 km以上 8 km未満の項中「5,900円」を「6,100円」に、「3,000円」を「3,100円」に改め、同表 8 km以上10km未満の項中「7,400円」を「7,600円」に、「3,700円」を「3,800円」に改め、同表10km以上12km未満の項中「8,900円」を「9,100円」に、「4,500円」を「4,600円」に改め、同表12km以上14km未満の項中「10,400円」を「10,600円」に、「5,200円」を「5,300円」に改め、同表14km以上16km未満の項中「11,900円」を「12,200円」に、「6,000円」を「6,100円」に改め、同表16km以上18km未満の項中「13,400円」を「13,700円」に、「6,700円」を「6,900円」に改め、同表18km以上20km未満の項中「14,900円」を「15,200円」に、「7,500円」を「7,600円」に改め、同表20km以上22km未満の項中「16,400円」を「16,700円」に、「8,200円」を「8,400円」に改め、同表22km以上24km未満の項中「17,900円」を「18,200円」に、「9,000円」を「9,100円」に改め、同表24km以上26km未満の項中「19,400円」を「19,800円」に、「9,700円」を「9,900円」に改め、同表26km以上28km未満の項中「20,900円」を「21,300円」に、「10,500円」を「10,700円」に改め、同表28km以上30km未満の項中「22,400円」を「22,800円」に、「11,200円」を「11,400円」に改め、同表30km以上32km未満の項中「23,900円」を「24,300円」に、「12,000円」を「12,200円」に改め、同表32km以上34km未満の項中「25,400円」を「25,800円」に、「12,700円」を「12,900円」に改め、同表

34km以上36km未満の項中「26,900円」を「27,400円」に、「13,500円」を「13,700円」に改め、同表36km以上38km未満の項中「28,400円」を「28,900円」に、「14,200円」を「14,500円」に改め、同表38km以上40km未満の項中「29,800円」を「30,400円」に、「14,900円」を「15,200円」に改め、同表40km以上45km未満の項中「33,400円」を「34,000円」に、「16,700円」を「17,000円」に改め、同表45km以上50km未満の項中「36,600円」を「37,600円」に、「18,300円」を「18,800円」に改め、同表50km以上55km未満の項中「40,000円」を「41,100円」に、「20,000円」を「20,600円」に改め、同表55km以上60km未満の項中「43,100円」を「44,500円」に、「21,600円」を「22,300円」に改め、同表60km以上65km未満の項中「45,900円」を「47,700円」に、「23,000円」を「23,900円」に改め、同表65km以上70km未満の項中「49,400円」を「51,300円」に、「24,700円」を「25,700円」に改め、同表70km以上75km未満の項中「52,900円」を「55,000円」に、「26,500円」を「27,500円」に改め、同表75km以上80km未満の項中「56,400円」を「58,700円」に、「28,200円」を「29,400円」に改め、同表80km以上85km未満の項中「60,000円」を「62,300円」に、「30,000円」を「31,200円」に改め、同表85km以上90km未満の項中「63,500円」を「66,000円」に、「31,800円」を「33,000円」に改め、同表90km以上95km未満の項中「67,000円」を「69,700円」に、「33,500円」を「34,900円」に改め、同表中「

95km以上	70,600円	35,300円
--------	---------	---------

」を「

95km以上100km未満	73,300円	36,700円
---------------	---------	---------

」に改め、同表に次のように加える。

100km以上	77,000円	38,500円
---------	---------	---------

別表第2中「92,300円」を「94,700円」に、「80,700円」を「82,800円」に、「64,300円」を「66,000円」に、「51,500円」を「52,800円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。